

令和6年6月筑北村議会定例会会議録 第3号

令和6年 6月14日

令和6年6月筑北村議会定例会会議録目次

第 3 号 （6月14日）

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○議案第2号～報告第3号の報告	3
○議案第43号の質疑、討論、採決	3
○議案第44号の質疑、討論、採決	4
○議案第45号の質疑、討論、採決	5
○議案第46号の質疑、討論、採決	6
○議案第47号の質疑、討論、採決	6
○議案第48号の質疑、討論、採決	7
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告	10
○請願第1号の討論、採決	12
○請願第2号の討論、採決	13
○請願第3号の討論、採決	13
○陳情第2号の討論、採決	14
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉会中の継続調査の申し出	20
○議員派遣の件	20
○村長あいさつ	20
○閉 会	22
○署 名	23

令和6年6月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月14日（金）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 2号 令和5年度社会福祉法人筑北村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について
- 日程第 2 報告第 3号 令和5年度一般財団法人筑北村開発公社の経営状況に関する書類の報告について
- 日程第 3 議案第43号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第44号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第45号 令和6年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第46号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第47号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第 8 議案第48号 財産の取得について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告
- 日程第11 請願第 1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
- 日程第12 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- 日程第13 請願第 3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第14 陳情第 2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 発議第 1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 日程第18 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 日程第19 発議第 3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採

択を求める意見書

日程第20 発議第 4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急
に行うことを求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	一之瀬 茂 幸 君	2番	窪 寺 務 君
3番	小 山 正 博 君	4番	玉 井 玲 子 君
5番	藤 原 孝 一 君	6番	吉 池 昌 昭 君
7番	宮 下 敏 彦 君	8番	山 田 直 幸 君
9番	櫻 井 新 一 君	10番	待 井 安 登 君
11番	勝 田 昇 君	12番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから、令和6年筑北村議会6月定例会第3日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により会議を進めます。

◎報告第2号、報告第3号の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、報告第2号 令和5年度社会福祉法人筑北村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、日程第2、報告第3号 令和5年度一般財団法人筑北村開発公社の経営状況に関する書類の報告についての以上2件を一括議題といたします。

この報告は、地方自治法第243条3第2項の規定による報告案件につき、各委員会で説明を受けた資料の内容のとおりです。ご了承ください。

以上で、報告第2号及び報告第3号を終了いたします。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、議案第43号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 挙手多数。

したがって、議案第43号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、議案第44号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池ですけれど、この補正予算とちょっと関連するのでお聞きをしますけれど、おとといのNHKの「クローズアップ現代」で、簡易水道事業というか、水道の水にPFASだか、PFOSの問題を取り上げていました。岡山県のある町の水道にその成分が基準値の何十倍の成分が入っていて、健康被害が因果関係はわからないけれど、調査をした人にみんないろいろな障害が出ているということを放送していました。筑北村の簡易水道の検査でも今後PFASだかPFOSの検査を私はすべきと思います。ご検討をお願いします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 建設課長。

○建設課長（花岡牧彦） 済みません、「クローズアップ現代」については、ちょっと私のほう

で見ておりませんので、確認をした後にお答えしたいと思います。P F A S が法定検査中の項目にはたしか入っていなかったように思いますので、その辺の健康被害ですとか、影響等について1度こちらのほうで確認させてから、検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 早急に対処をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質疑のある方、ありますが。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第44号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第5、議案第45号 筑北村集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 45 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 6、議案第 46 号 筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 46 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 7、議案第 47 号 村道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池ですけど、今回の村道の認定、廃止で、村道が減るわけですけど、ちょっとわからないけれども、交付税の影響というものは今回減った中で多少は出てくるのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） 村道認定につきまして、村道につきましては村道の延長等が交付税の算定基礎の数値には入ってきます。ただ、それがどのくらい影響があるかというのは、現時点ではすぐには回答できませんので、後日回答させていただきます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 影響は多少なりともあるということなもので、道かたがあるんだったら無理やり私は村道を廃止してしまうということは、いかがなものかと思えますけれども、これ慎重な対応を今後も村道の扱いについては、していっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質疑のある方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第47号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして日程第8、議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 7 番、宮下です。

全協でも、委員会でも聞いたんですが、詳細がわからなかったので再度お聞きしますが、契約金額の 6,763 万円の内訳、表示、書いてあります、1、解体工事、2、造成整備・外構整備等、3、村営住宅建設工事、その 3 項目に対してそれぞれの内訳の説明をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 建設課長。

○建設課長（花岡牧彦） それでは財産目録の令和 5 年度買取物件の表示、解体工事、造成工事・外構工事、それから村営住宅の建設工事、この 3 つに分けてそれぞれの金額をお示ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1 の解体工事につきましては、1,000 円以下の端数切り捨てでお話しします。1,045 万 5,000 円、それから 2 の造成整備・外構工事等につきましては 1,763 万 2,000 円、3 の村営住宅建設工事につきましては 3,954 万 2,000 円でございます。合計 6,763 万円、端数切り捨てですので、ちょっと 1,000 円は合いませんけれども。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質疑のある方、発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 今回、取得、もう、つくったものをとやかく言わないですけど、村民の中から「この住宅って本当に若者の住宅？」という人います。私たちは議員として専門家でもないので、設計したものをどうこうとは言いませんけれど、村民の方が見て「これ本当に若い人たちが住む住宅？」という人もいます。そういう中で、夢パレットの空き家がいまだに解消していないようです。そういう中で、今回の住宅がこれ本当に応募というか、応募してくれる人がいるかということを私は村としてよく留意して、今後の工事を行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 答弁はなしということでいいでしょうか。ほかに質問のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 48 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 9、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住所、筑北村東条 835 番地 3。

氏名、滝澤昭文。

生年月日、昭和 37 年 2 月 28 日生。

予定の任期ですが、令和 7 年 1 月から令和 9 年 12 月。

以上であります。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、詳細について私のほうから説明させていただきます。

村長提案説明でも申し上げましたが、令和 6 年 12 月 31 日で任期満了となる人権擁護委員について、令和 7 年 1 月 1 日から、人権擁護委員として滝澤昭文氏を推薦したいと考えています。

滝澤氏は、筑北村東条 835 番地 3 に居住、昭和 37 年 2 月 28 日生まれ、62 歳の方です。

最終学歴は、松本深志高等学校卒業。

職歴については、市町村合併前の本城村役場勤務から始まり、合併後の筑北村教育委員会教育長をお務めになり、現在はNPO法人本城通所介護事業所へ勤務されています。

人権擁護委員として現在のお仕事を通じて、利用者やご家族などの人権の大切さ、また、障害のある方や高齢者など、各分野の課題を学び、人権についての考えを広げることに関与していきたいとおっしゃっていましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

この件についてのご意見のある方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） お諮りします。諮問第2号については、適任ということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付し、答申することに決定いたしました。

◎社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第10、社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告を求めます。

山田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（山田直幸議員） それでは、ご報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により、ご報告いたします。

請願第1号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、こちら採択といたします。

請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願、こちら採択といたしま

す。

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願、こちら採択といたします。

続きまして、陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情、こちら採択といたします。

続きまして、陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情、こちらにつきましては陳情の趣旨について引き続きの検討を要するため、継続審査といたしました。

以上、報告でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第11、請願第1号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

暫時休憩といたします。済みません、採択してから暫時休憩がもう一度ということで、よろしく願いいたします。

今のは委員長報告なので、採決をして採択をしないと議題に上げられませんので、とりあえずこれから採択の関係の、委員長報告について今、報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時〇〇分

再開 午前 9時〇〇分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩を解いてご説明申し上げます。一応今は委員長の報告のみという事で、これから議題に上げるかはこれから皆さんと確認の上、決めた上に議題に上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第11、請願第1号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

暫時休憩とします。

休憩 午前 9時〇〇分

再開 午前 9時〇〇分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩を解いて進めます。

これより請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願

は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎請願第2号の討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第12、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎請願第3号の討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第13、請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第14、陳情第2号 訪問介護費引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました請願・陳情に対する意見書等の案件が提出されました。これからこれらを日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時45分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 追加日程第1、発議第1号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1番、一之瀬です。それでは、提出者の趣旨説明を申し上げます。

「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

へき地教育新興法は、都道府県の任務を明記し、教員に十分な研修の機会と必要な経費確保を規定しています。また、へき地手当の月額は文部科学省令で定める基準を参酌して条約で定めるとしています。へき地手当の原資は国から県に交付されます。近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給していますが、長野県はへき地手当支給率が全国最低水準にあります。このことは人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず、全県的な課題と言えます。

へき地手当支給率の改善を行わなければ、本県の教育水準の維持及び地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率について、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すことを求める意見書を提出するものです。

皆様の理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 1 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号 「へき地教育新興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして追加日程第 2、発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

趣旨説明、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても子供たちが一定水準の教育を受けられるよう、2025 年度予算編成で教育の機会均等と、その水準の維持・向上のために義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元するなど、拡充することを求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 10 番、待井議員。

○10 番（待井安登議員） 10 番、待井です。

ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 2 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして追加日程第 3、発議第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

10 番、待井議員。

○10 番（待井安登議員） 10 番、待井です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

長野県では、2013 年度に小中学校全学年で 35 人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも 8 人としています。しかし義務教育法の裏づけがないため、財政負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。

また、小学校の専科教員は、国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという

課題もあります。

学校現場は膨大な業務量に加え、1人ひとりの子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための教員定数の改善が不可欠です。どの子にも行き届いた教育をするため、国の責任で必要な教育予算を確保することを求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして追加日程第4、発議第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） それでは、提出者の趣旨説明を申し上げます。

訪問介護費の引き下げ徹底と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見

書。

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬を引き下げられたことにより、訪問介護事業所、とりわけ小規模零細事業者が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。

政府は、訪問介護の保険報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は、基本報酬を引き下げて減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のための報酬を 0.98%引き上げるとしています。しかし財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。訪問介護の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 4 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） ここで村長より、あいさつがあります。

村長。

○村長（太田守彦） 6 月定例会閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

上程しました議案について、慎重審議の上、ご承認いただき、まことにありがとうございます。早期の事業執行に向け取り組んでまいります。

昨日の一般質問の私の答弁にて、ことし1月から転出者へアンケートのご協力をいただいております。5月まで134名の傾向について申し上げます。まず年代別では、20代が39%、19歳未満が19%、40代が18%、続いて70代が14%となっております。逆に50代の転出者は0、30代と60代が5%ずつという分類となっております。

また、転出先につきましては、安曇野市の30人、松本市19人、3番目が麻績村で10人、上田が7人、長野市が6人という順となっております。なお県外では、東京と新潟県が12人、神奈川県8人という状況であります。

今後も分析を続け、人口減少対策に役立ててまいります。

続いて、今後のスケジュールについて何点か申し上げます。6月22日土曜日ですが、行政懇談会を村内3地区で開催させていただきます。担当課長同席のもと、行政側から約30分村政に関してお話をさせていただき、その後、意見交換という形式で進めさせていただきます。大勢の方のご参加と、また、ご意見、ご提言等をお願いいたします。

6月24日月曜日は、とくらで憩いの日に合わせて、お楽しみ演芸会、28日金曜日については、ファームめぶき様の新工場内覧会が開かれます。いずれも入場者の制限を設けておりますが、ご希望の方は申し込みの上、ご参加をお願いいたします。

来月になります。7月7日日曜日ですが、プレミアム食事券の販売を村内3カ所にて行います。多くの村民の方にご購入いただき、お得にお食事を楽しんでもらえればと思います。また、6月より営業を再開しました冠着荘もご利用できますので、よろしくお願いいたします。7月27日土曜日ですが、村の夏祭りを日本ウェルネス高校のグラウンドにて行います。現在、実行委員会にてさまざまな企画を練っていますが、今まで坂井会場で実施してきた関係で、人手や駐車場など予測がつかない部分がございます。安全対策に加え、暑さ対策にも配慮して計画を進めております。当日はご近所、ご家族でお出かけくださいますようお願い申し上げます。

これから梅雨シーズンを迎えます。ことしの梅雨入りは遅いわけですが、こういうときはまとまった雨が降る可能性があります。豪雨対策について長野气象台など、関係機関との連携を強化しており、消防団や自主防災組織の皆様とともに取り組んでまいります。お配りしたハザードマップをもう一度ご確認ください、村民の皆様には災害への備えをお願いいたします。

最後になりますが、議員各位におかれましては、閉会后常任委員会の活動、期成同盟会の活動など、暑い中ではありますが、健康管理に留意され、議員活動にご活躍いただきたくお

願ひ申し上げます。

以上、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞さまでした。

○議長（鎌田欣子議員） お諮りいたします。これで本定例会は閉会としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） それでは、本日の会議を閉じ、令和6年筑北村議会6月定例会を閉
会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時05分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員